

令和三年八月十三日付け奈良県公報第二百三十一号で公告した公共測量の実施の通知について、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、近畿地方整備局奈良国道事務所長から次のとおり測量の期間を変更する旨の通知がありました。

令和四年六月七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（UAVレーザ測量及び数値図化（地図情報レベル二五〇及び一〇〇〇））
- 二 測量の地域 吉野郡十津川村大字七色から吉野郡十津川村大字平谷まで
- 三 測量の期間 変更前 令和三年七月三十一日から令和四年二月二十八日まで
変更後 令和三年七月三十一日から令和四年三月十六日まで